

天 草 市 障 が い 福 祉 計 画 (案)

(第4期：平成27年度～平成29年度)

天 草 市

目 次

第1章 基本的な考え方

1. 計画の位置づけ	1
2. 計画の期間	2
3. 計画の策定体制	2

第2章 天草市における障がい者の状況

1. 障がい者の状況	3
(1) 手帳所持者の状況	
(2) 障がい別の状況	
2. 障がい福祉サービス及び障がい児支援の状況	9
(1) 障がい福祉サービス	
(2) 障がい児支援サービス	
3. 自立支援医療等の状況	10
(1) 自立支援医療の利用状況	
(2) 重度心身障がい者(児)の医療費助成の利用状況	
4. 補装具の状況	12
5. 地域生活支援事業の状況	12

第3章 サービス見込み量とサービス確保のための方策

1. 平成29年度までに目指す数値目標	13
(1) 福祉施設入所者の地域生活への移行目標数	
(2) 福祉施設利用者の一般就労への移行目標数	
(3) 就労移行支援事業の利用者数	
(4) 地域生活支援拠点等の整備	
2. 障がい福祉サービス等の必要な見込み及び見込み量確保のための方策	15
(1) 訪問系サービス	
(2) 日中活動系サービス	
(3) 居住系サービス	
(4) 相談支援	
(5) 障がい児通所支援系サービス	

3. 補装具	21
4. 地域生活支援事業等	22
(1) 地域自立支援協議会	
(2) 相談支援事業	
(3) 意思疎通支援事業	
(4) 日常生活用具給付等事業	
(5) 移動支援事業	
(6) 地域活動支援センター事業	
(7) 訪問入浴車派遣サービス事業	
(8) 日中一時支援事業	
(9) 地域移行のための安心生活支援事業	
(10) 自動車運転免許の取得・改造助成事業	
(11) 成年後見制度利用支援事業	
5. 数値目標及び福祉サービス等の見込み量の考え方	28
第4章 今後の施策の推進	
1. 関係機関・団体との連携	29
2. 庁内関連機関相互の連携	29
3. 計画の弾力的な運用	29

※本計画は、現段階で考えられている事項を取りまとめたものであり、今後、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）の見直しなどにより、障がい福祉計画の策定に関する基本指針等が示された場合は、変更することがあります。

第1章 基本的な考え方

1. 計画の位置づけ

本計画は、障害者総合支援法第88条に基づき、障がいを持つ人がその有する能力及び適正に応じて、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、必要な障がい福祉サービスに係る給付、その他の支援を行い、障がい者・児の福祉の増進を図ることを目的としています。第3期天草市障がい福祉計画終了にあたり、これまでの実績、ニーズの変化を踏まえ、新たな課題に対応するため、第4期障がい福祉計画を策定するものです。

(1) 国・県計画との関係

熊本県障がい者計画は、国が定める障害者基本法に基づく「県における障害者のための施策に関する基本的な計画(県障がい者計画)」です。

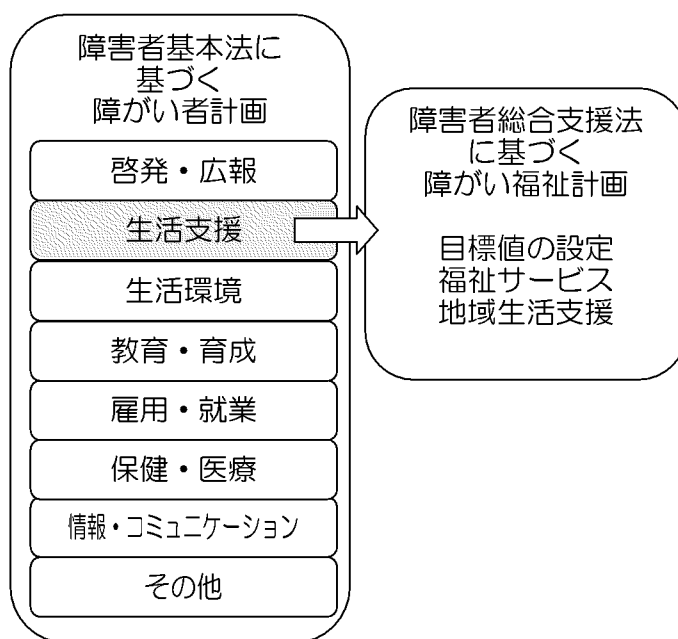
熊本県障がい福祉計画は、障害者総合支援法第89条に基づき、都道府県が策定する「障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画」となっており、国の基本指針に即して策定されます。

本計画における障がい福祉サービス等は、熊本県障がい者計画と一元的にサービスを実施する必要があることから、熊本県障がい者計画との整合を図りながら、策定されるものです。

(2) 市の関連計画との関係

「天草市障がい者計画」は、天草市総合計画に即しながら、「障害者基本法」に基づく障がいのある方のための施策に関する基本的な事項を定める中長期の基本計画です。「天草市障がい福祉計画」は「天草市障がい者計画」に定める施策のうち、障がい者の生活支援に関わる具体的な福祉サービスの量と提供体制を確保するための実施計画です。

社会福祉法に基づく、地域福祉計画との調和を図りながら策定されるものです。



2. 計画の期間

本計画の期間は、平成27年度から平成29年度までの3年間とします。ただし、国・県等の動向を踏まえて、関係機関との連携を図り、障がい者のニーズや社会情勢の変化に対応するため、必要に応じて見直しを行います。

3. 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、障がい者の現状を調べるとともに、第3期計画の実績を踏まえ、県、関係団体との協議も行いながら計画を進めました。

協議機関として、社会福祉団体の代表、市民代表、関係行政機関、学識経験者などによる「天草市障害福祉計画策定審議会」を設置し、健康福祉部福祉課が事務局を担当し推進しました。

※天草市では、平成20年4月1日から「障害」の表記について以下のとおり、取り扱っています。

◇「障害」という言葉が単語あるいは熟語として用いられ、前後の文脈から人や人の状態を表す場合は、「障がい」と一部ひらがな表記としています。

◇法令、条例、規則や固有名称等の表記は、従来どおりとしています。

第2章 天草市における障がい者の状況

1. 障がい者の状況

(1) 手帳所持者の状況

①総数

障がいのある人の暮らしを支援するために、障がいのある方の申請により手帳が交付されます。手帳には、身体障がい者に交付される「身体障害者手帳」、知的障がい者に交付される「療育手帳」、精神障がい者に交付される「精神障害者保健福祉手帳」があります。

障がい者数

単位：人、％

項 目	平成 23 年度		平成 26 年度		増 減	
	人数	構成比	人数	構成比	増減数 H26-H23	割合
身体障がい者	5,521	6.0	5,196	5.9	-325	-5.9
知的障がい者	886	1.0	918	1.1	32	3.6
精神障がい者	718	0.8	688	0.8	-30	-4.2
計	7,125	7.8	6,802	7.8	-323	-4.5
天草市人口	91,414	-	87,291	-	-4,123	-

注 1：各障がい者は重複障がいを含む

注 2：天草市人口は、平成 23 年度、平成 26 年度の 10 月末現在

資料：平成 26 年 10 月調査

- ・障がい者数は、天草市全体で6,802人であり、市人口の7.8％です。
- ・H23と比較して、全体数は323人の減少です。身体障がい者が325人減少しており、知的障がい者は32人の増加、精神障がい者は30人の減少となっています。

◇身体障害者手帳

身体障害者手帳は、身体障害者福祉法で定める「身体障害者」であることの証票として、目・耳・手足・内臓などに永続する障がいがあり、障がい認定基準に該当する人に、熊本県知事から交付されます。対象となる障がいは、①視覚障がい、②聴覚又は平衡機能の障がい、③音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障がい、④肢体不自由、⑤内部機能障がい(心臓機能障がい、じん臓機能障がい、呼吸器機能障がい、ぼうこう又は直腸機能障がい、小腸機能障がい、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい、肝臓機能障がい)に分けられ、障がいの程度は、重い方から順に 1 級から 6 級まで分けられます。

◇療育手帳

療育手帳は、知的障がい児・者に対して、一貫した助言を行い、相談に応じるとともに、知的障がい児・者が各種の福祉サービスを受けやすくするために、熊本県知事から交付されます。障がい程度の判定は、知能・発達の程度と日常生活能力の程度、介護度によって総合的に行われ、重い方から順に A1(最重度)、A2(重度)、B1(中度)、B2(軽度)に分けられます。

◇精神障害者保健福祉手帳

精神障害者保健福祉手帳は、精神疾患を有する方のうち、精神障がいのため長期にわたり日常生活又は社会生活への制約がある方に対して、熊本県知事から交付されます。障がいの程度の判定は、精神疾患(機能障がい)の状態と日常生活(能力障がい)の状態により行われ、重い方から順に 1 級から 3 級まで分けられます(有効期間は2年間)。

②地域別

- ・地域別には、障がい者が最も多い地区は本渡ですが、人口に占める割合では、河浦が 10.4% で最も高く、次いで牛深 9.8%となっています。
- ・H23 から H26 の比較としては、身体障がい者が各地区ですべて減少となっており、知的障がい者は、本渡、御所浦、五和、河浦で増加しています。精神障がい者は、本渡、天草で増加となっています。

地域別障がい者数（平成 26 年度）

単位：人

項 目	本渡	牛深	有明	御所浦	倉岳	栖本	新和	五和	天草	河浦	合計
身体障がい者	1,707	1,104	358	228	198	149	232	560	249	411	5,196
知的障がい者	476	135	33	26	23	21	22	111	31	40	918
精神障がい者	252	148	37	21	21	18	28	68	27	68	688
計	2,435	1,387	428	275	242	188	282	739	307	519	6,802
天草市人口	38,695	14,194	5,283	3,158	3,071	2,411	3,289	8,707	3,483	5,000	87,291
人口比(%)	6.3	9.8	8.1	8.7	7.9	7.8	8.6	8.5	8.8	10.4	7.8

資料：平成 26 年 10 月調査、天草市人口は平成 26 年 10 月末現在

地域別障がい者数（平成 23 年度）

単位：人

項 目	本渡	牛深	有明	御所浦	倉岳	栖本	新和	五和	天草	河浦	合計
身体障がい者	1,773	1,218	365	235	215	164	241	606	288	416	5,521
知的障がい者	438	139	37	21	28	23	23	105	33	39	886
精神障がい者	245	155	47	28	25	18	32	75	25	68	718
計	2,456	1,512	449	284	268	205	296	786	346	523	7,125
天草市人口	39,080	15,350	5,643	3,463	3,294	2,568	3,523	9,256	3,811	5,426	91,414
人口比(%)	6.3	9.9	8.0	8.2	8.1	8.0	8.4	8.5	9.1	9.6	7.8

資料：平成 23 年 10 月調査、天草市人口は平成 23 年 10 月末現在

地域別障がい者増減数（平成 26 年度－平成 23 年度）

単位：人

項 目	本渡	牛深	有明	御所浦	倉岳	栖本	新和	五和	天草	河浦	合計
身体障がい者	-66	-114	-7	-7	-17	-15	-9	-46	-39	-5	-325
知的障がい者	38	-4	-4	5	-5	-2	-1	6	-2	1	32
精神障がい者	7	-7	-10	-7	-4	0	-4	-7	2	0	-30
計	-21	-125	-21	-9	-26	-17	-14	-47	-39	-4	-323

資料：平成 26 年 10 月調査

地域別障がい者増減数の割合（平成 26 年度－平成 23 年度）

単位：%

項 目	本渡	牛深	有明	御所浦	倉岳	栖本	新和	五和	天草	河浦	合計
身体障がい者	-3.7	-9.4	-1.9	-3.0	-7.9	-9.1	-3.7	-7.6	-13.5	-1.2	-5.9
知的障がい者	8.7	-2.9	-10.8	23.8	-17.9	-8.7	-4.3	5.7	-6.1	2.6	3.6
精神障がい者	2.9	-4.5	-21.3	-25.0	-16.0	0.0	-12.5	-9.3	8.0	0.0	-4.2
計	-0.9	-8.3	-4.7	-3.2	-9.7	-8.3	-4.7	-6.0	-11.3	-0.8	-4.5

資料：平成 26 年 10 月調査

(2) 障がい別の状況

①身体障がい者

●年齢、等級

- ・身体障がい者は、高齢者の割合が高く、60代以上の割合は84.6%となっています。
- ・等級別では、1級が33.1%で最も多く、次いで4級、3級となっています。

身体障がい者の状況（年齢別・障がい等級別）

単位：人

項 目	0～9	10～19	20～29	30～39	40～49	50～59	60～69	70～79	80～89	90以上	合計	構成比(%)
1級	8	14	20	34	64	144	349	436	508	142	1,719	33.1
2級	5	5	9	9	33	86	140	220	226	55	788	15.2
3級	1	2	8	8	17	72	123	260	304	64	859	16.5
4級	1	3	9	10	37	102	254	367	387	90	1,260	24.3
5級	0	1	1	7	13	29	62	68	62	19	262	5.0
6級	1	3	3	5	8	26	50	79	101	32	308	5.9
合計	16	28	50	73	172	459	978	1,430	1,588	402	5,196	100.0
構成比(%)	0.3	0.6	1.0	1.4	3.3	8.8	18.8	27.5	30.6	7.7	100.0	－

資料：平成26年10月調査

●地域別

- ・人口に占める割合では、河浦が8.2%で最も高く、次いで、牛深、御所浦となっています。

身体障がい者の状況（地域別・障がい等級別）

単位：人

項 目	本渡	牛深	有明	御所浦	倉岳	栖本	新和	五和	天草	河浦	合計
1級	560	368	109	79	63	60	69	181	74	156	1,719
2級	261	193	48	23	24	23	34	77	33	72	788
3級	272	198	66	59	27	17	41	82	45	52	859
4級	419	248	107	50	54	35	57	141	66	83	1,260
5級	93	38	13	7	17	7	14	41	12	20	262
6級	102	59	15	10	13	7	17	38	19	28	308
合計	1,707	1,104	358	228	198	149	232	560	249	411	5,196
天草市人口	38,695	14,194	5,283	3,158	3,071	2,411	3,289	8,707	3,483	5,000	87,291
人口比(%)	4.4	7.8	6.8	7.2	6.4	6.2	7.1	6.4	7.1	8.2	5.9

資料：平成26年10月調査、天草市人口は平成26年10月末現在

身体障がい者の状況（地域別・年齢別）

単位：人

項 目	0～9	10～19	20～29	30～39	40～49	50～59	60～69	70～79	80～89	90以上	合計
本渡	9	17	22	37	95	160	348	447	473	99	1,707
牛深	2	7	10	8	20	96	232	309	339	81	1,104
有明	1	0	5	4	4	28	62	102	116	36	358
御所浦	0	2	1	3	8	16	39	67	70	22	228
倉岳	0	0	2	3	5	22	37	61	57	11	198
栖本	0	0	1	0	3	11	25	36	52	21	149
新和	0	1	0	5	5	13	40	66	88	14	232
五和	2	0	3	6	13	62	81	162	176	55	560
天草	0	0	1	2	9	18	35	78	82	24	249
河浦	2	1	5	5	10	33	79	102	135	39	411
合計	16	28	50	73	172	459	978	1,430	1,588	402	5,196

資料：平成 26 年 10 月調査

●障がい種別

- ・障がい種別では、肢体不自由が最も多く、次いで、内部障がいが多くなっています。

身体障がい者の状況（障がい種別・障がい等級別）

単位：人

項 目	1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計	構成比(%)
視覚	238	139	37	27	33	41	515	9.3
聴覚	58	190	101	95	3	161	608	11.0
肢体	530	399	483	646	197	105	2,360	42.8
内部	1,008	32	147	487	0	0	1,674	30.3
体幹	66	79	76	5	29	1	256	4.6
その他	36	13	42	13	3	0	107	2.0
合計	1,936	852	886	1,273	265	308	5,520	100.0

注：各障がい種別は重複障がいを含む

資料：平成 26 年 10 月調査

身体障がい者の状況（障がい種別・年齢別）

単位：人

項 目	0～9	10～19	20～29	30～39	40～49	50～59	60～69	70～79	80～89	90以上	合計	構成比(%)
視覚	0	2	3	6	14	45	86	148	148	63	515	9.3
聴覚	4	4	2	6	13	47	67	151	225	89	608	11.0
肢体	3	14	31	41	85	243	491	647	649	156	2,360	42.8
内部	5	6	13	16	50	106	315	479	563	121	1,674	30.3
体幹	6	6	4	7	9	19	42	71	81	11	256	4.6
その他	0	0	1	3	7	18	26	29	21	2	107	2.0
合計	18	32	54	79	178	478	1,027	1,525	1,687	442	5,520	100.0

注：各障がい種別は重複障がいを含む

資料：平成 26 年 10 月調査

②知的障がい者

●年齢、等級

- ・知的障がい者は、60代が最も高い割合となっています。
- ・等級別では、B1(中度)が最も多く、A2(重度)も全体の1/4を占めています。

知的障がい者の状況（年齢別・障がい等級別）

単位：人

項 目	0～9	10～19	20～29	30～39	40～49	50～59	60～69	70～79	80～89	90以上	合計	構成比(%)
A1	3	22	31	39	26	34	34	11	6	0	206	22.5
A2	11	15	29	37	24	31	59	23	6	1	236	25.7
B1	9	30	35	40	51	46	52	21	10	1	295	32.1
B2	24	70	38	13	18	6	6	6	0	0	181	19.7
合計	47	137	133	129	119	117	151	61	22	2	918	100.0
構成比(%)	5.1	14.9	14.5	14.1	13.0	12.7	16.4	6.6	2.4	0.2	100.0	—

資料：平成26年10月調査

●地域別

- ・人口に占める割合では、五和が1.3%で最も高く、次いで、本渡となっています。

知的障がい者の状況（地域別・障がい等級別）

単位：人

項 目	本渡	牛深	有明	御所浦	倉岳	栖本	新和	五和	天草	河浦	合計
A1	114	34	4	6	7	1	2	24	6	8	206
A2	119	40	9	9	2	7	8	23	8	11	236
B1	140	42	16	5	9	10	8	42	10	13	295
B2	103	19	4	6	5	3	4	22	7	8	181
合計	476	135	33	26	23	21	22	111	31	40	918
天草市人口	38,695	14,194	5,283	3,158	3,071	2,411	3,289	8,707	3,483	5,000	87,291
人口比(%)	1.2	1.0	0.6	0.8	0.7	0.9	0.7	1.3	0.9	0.8	1.1

資料：平成26年10月調査、天草市人口は平成26年10月末現在

知的障がい者の状況（地域別・年齢別）

単位：人

項 目	0～9	10～19	20～29	30～39	40～49	50～59	60～69	70～79	80～89	90以上	合計
本渡	30	79	62	78	72	50	68	28	7	2	476
牛深	7	20	15	15	14	18	36	7	3	0	135
有明	2	5	8	2	1	6	7	2	0	0	33
御所浦	0	2	4	4	4	6	5	1	0	0	26
倉岳	0	6	4	3	5	2	1	2	0	0	23
栖本	0	4	4	1	5	4	1	1	1	0	21
新和	1	4	0	4	4	4	3	1	1	0	22
五和	3	10	22	12	9	18	20	12	5	0	111
天草	0	5	9	8	2	3	2	1	1	0	31
河浦	4	2	5	2	3	6	8	6	4	0	40
合計	47	137	133	129	119	117	151	61	22	2	918

資料：平成26年10月調査

③精神障がい者

●年齢、等級

- ・精神障がい者は、50代～60代の割合が高く、51.8%と半数以上を占めています。
- ・等級別では、1級が最も多く、次いで2級、3級となっています。

精神障がい者の状況（年齢別・障がい等級別）

単位：人

項 目	0～ 9	10～ 19	20～ 29	30～ 39	40～ 49	50～ 59	60～ 69	70～ 79	80～ 89	90 以上	合計	構成 比(%)
1級	0	0	3	5	28	68	123	72	36	8	343	49.8
2級	1	5	11	47	76	74	79	26	2	0	321	46.7
3級	0	0	6	0	5	5	7	0	1	0	24	3.5
合計	1	5	20	52	109	147	209	98	39	8	688	100.0
構成比(%)	0.1	0.7	2.9	7.6	15.8	21.4	30.4	14.2	5.7	1.2	100.0	－

資料：平成26年10月調査

●地域別

- ・人口に占める割合では、河浦が1.4%で最も高く、次いで、牛深となっています。

精神障がい者の状況（地域別・障がい等級別）

単位：人

項 目	本渡	牛深	有明	御所浦	倉岳	栖本	新和	五和	天草	河浦	合計
1級	116	76	22	6	13	10	10	42	13	35	343
2級	128	68	14	14	7	7	14	25	14	30	321
3級	8	4	1	1	1	1	4	1	0	3	24
合計	252	148	37	21	21	18	28	68	27	68	688
天草市人口	38,695	14,194	5,283	3,158	3,071	2,411	3,289	8,707	3,483	5,000	87,291
人口比(%)	0.7	1.0	0.7	0.7	0.7	0.7	0.9	0.8	0.8	1.4	0.8

資料：平成26年10月調査、天草市人口は平成26年10月末現在

精神障がい者の状況（地域別・年齢別）

単位：人

項 目	0～ 9	10～ 19	20～ 29	30～ 39	40～ 49	50～ 59	60～ 69	70～ 79	80～ 89	90 以上	合計
本渡	1	4	10	21	44	49	66	34	17	6	252
牛深	0	1	2	15	18	36	50	20	6	0	148
有明	0	0	0	1	8	7	9	9	3	0	37
御所浦	0	0	0	2	4	4	8	3	0	0	21
倉岳	0	0	0	1	3	5	9	2	1	0	21
栖本	0	0	1	1	3	6	3	0	3	1	18
新和	0	0	2	2	5	6	8	5	0	0	28
五和	0	0	4	5	11	10	27	8	3	0	68
天草	0	0	0	1	4	9	8	4	1	0	27
河浦	0	0	1	3	9	15	21	13	5	1	68
合計	1	5	20	52	109	147	209	98	39	8	688

資料：平成26年10月調査

2. 障がい福祉サービス及び障がい児支援の状況

障がい福祉サービス及び障がい児支援の利用状況は以下のとおりとなっています。

(1) 障がい福祉サービス

障がい福祉サービスの利用状況は以下のとおりとなっています。

障がい福祉サービスの利用状況

単位：人

項 目		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
居宅介護		83.8	89.3	90.8
重度訪問介護		1.0	1.0	1.0
同行援護		14.7	15.3	16.0
行動援護		0.0	0.0	0.0
重度障害者等包括支援		0.0	0.0	0.0
生活介護		383.7	395.4	393.8
訓練等給付	自立訓練(機能訓練)	6.2	4.3	1.3
	自立訓練(生活訓練)	16.9	23.2	23.8
	宿泊型自立訓練	4.8	3.3	2.5
	就労移行支援	7.1	5.4	8.0
	就労継続支援 A 型	38.7	41.3	59.7
	就労継続支援 B 型	158.6	178.2	176.7
短期入所		18.3	18.7	24.3
療養介護		36.4	41.5	41.8
共同生活介護(ケアホーム)		10.2	14.2	0.0
共同生活援助(グループホーム)		95.2	100.6	124.4
施設入所支援		325.8	332.3	327.5
計画相談支援		14.6	73.9	131.7
地域移行支援		0.0	0.0	0.0
地域定着支援		0.7	4.4	5.8
合 計		1216.7	1342.3	1429.1

注：各年度の 1 ヶ月あたりの利用者数の平均値、H26 年度は 9 月利用分までの平均値

(2) 障がい児支援サービス

障がい児通所支援サービスの利用状況は以下のとおりとなっています。

障がい児通所支援サービスの利用状況

単位：人

項 目	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
児童発達支援	57.7	64.2	55.2
放課後等デイサービス	49.0	55.2	58.5
保育所等訪問支援	0.1	0.0	0.0
医療型児童発達支援	0.5	0.6	0.3
障がい児相談支援	2.7	18.0	28.0
合 計	110.0	138.0	142.0

注：各年度の 1 ヶ月あたりの利用者数の平均値、H26 年度は 9 月利用分までの平均値

3. 自立支援医療等の状況

自立支援医療等の利用状況は以下のとおりとなっています。

(1) 自立支援医療の利用状況

①更生医療の利用状況

自立支援医療(更生医療)は、身体障害者手帳の交付を受けた人が更生するために必要な医療の給付を行います。

更生医療の利用状況

単位：人

項 目		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	
入院	視覚障がい		0	1	0
	聴覚・平衡機能障がい		0	0	0
	音声・言語・そしゃく機能障がい		0	0	0
	肢体不自由		14	28	21
	内臓障がい	心 臓	15	26	16
		じん臓	163	144	124
		小 腸	0	0	0
		肝 臓	4	5	3
免疫機能障がい		0	0	0	
計		196	204	164	
外来	視覚障がい		0	1	0
	聴覚・平衡機能障がい		0	0	0
	音声・言語・そしゃく機能障がい		0	0	0
	肢体不自由		1	1	2
	内臓障がい	心 臓	1	0	0
		じん臓	149	282	256
		小 腸	0	0	0
		肝 臓	2	5	6
	免疫機能障がい		2	3	2
計		155	292	266	

注：H26 年度は 9 月受診分まで

②精神通院医療の利用状況

自立支援医療(精神通院医療)は、精神障がいのある人が精神疾患のため、特定の医療機関に通院した際の医療費を助成します。

精神通院医療の利用状況

単位：人

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
受給者数	911	917	922

注：H26 年度は 9 月末

③育成医療の利用状況

自立支援医療(育成医療)は、18歳未満の児童で、身体上の障がいのある方、または現存する疾患を放置すると将来障がいを残す方で、確実な治療効果が期待しうるものに対し、必要な医療の給付を行います。

育成医療の利用状況

単位：人

項 目			平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
入院	視覚障がい			5	2
	聴覚・平衡機能障がい			0	1
	音声・言語・そしゃく機能障がい			3	5
	肢体不自由			6	3
	内臓障がい	心 臓		5	2
		じん臓		0	0
		小 腸		0	0
		肝 臓		0	0
		その他		4	1
	免疫機能障がい			0	0
計		23		14	
外来	視覚障がい			4	1
	聴覚・平衡機能障がい			0	0
	音声・言語・そしゃく機能障がい			11	11
	肢体不自由			7	5
	内臓障がい	心 臓		3	1
		じん臓		0	0
		小 腸		0	0
		肝 臓		0	0
		その他	3	0	
	免疫機能障がい		1	1	
	計		29	19	

注：H26 年度は 9 月受診分まで

育成医療については平成 25 年度から実施

(2) 重度心身障がい者(児)の医療費助成の利用状況

身体障害者手帳 1・2 級、療育手帳 A1・A2、精神障害者保健福祉手帳 1 級を持つ重度の障がいがある人が医療機関や調剤薬局、訪問看護等で支払う医療費の一部を県と市で助成します。

重度心身障がい者(児)の医療費助成の利用状況

単位：人

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
受給者数	3,756	3,657	3,437

注：H26 年度は 9 月末

4. 補装具の状況

補装具（義肢、装具、車いすなど）の購入、または修理費用の支給を行います。

補装具の利用状況

単位：件

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
補装具	207	201	109

注：H26 年度は 9 月末

5. 地域生活支援事業の状況

地域生活支援事業の利用状況は以下のとおりとなっています。

地域生活支援事業の利用状況

項 目		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
相談支援事業	障がい者相談支援事業	4 箇所	6 箇所	6 箇所
	成年後見制度利用支援事業	4 箇所	6 箇所	6 箇所
意思疎通支援事業		128 件	180 件	106 件
日常生活用具給付等事業		587 件	569 件	334 件
移動支援事業		148 人	182 人	122 人
地域活動支援センター事業	基礎的事業	139 人	108 人	114 人
	機能強化事業	139 人	108 人	114 人
訪問入浴車派遣サービス事業		18 件	95 件	51 件
日中一時支援事業		36 人	50 人	52 人
地域移行のための安心生活支援事業	緊急時支援事業	9 件	25 件	20 件
	地域生活体験事業	1 件	1 件	0 件
	コーディネート事業	51 件	71 件	29 件
自動車運転免許の取得・改造助成事業		3 件	4 件	3 件
成年後見制度利用支援事業		1 件	1 件	0 件
手話奉仕員養成研修事業			5 人	8 人
生活サポート事業		0 人	0 人	

注：H26 年度は 9 月末

手話奉仕員養成研修事業については平成 25 年度から実施

生活サポート事業については平成 26 年度から廃止

第3章 サービス見込み量とサービス確保のための方策

1. 平成 29 年度までに目指す数値目標

(1) 福祉施設入所者の地域生活への移行目標数

本市の平成 26 年 3 月の施設入所者数は 328 人です。

地域生活への移行を進める観点から、福祉施設に入所している人のうち、今後、自立訓練事業等を利用し、グループホームや一般住宅等に移行する数を見込み、その上で、平成 29 年度末の段階において地域生活に移行する人の数値目標を設定します。

【目標値の設定】

区 分	数 値	考え方
調査基準日時点での施設入所者数①	328 人	平成 26 年 3 月 31 日現在の数値
平成 29 年度末入所者数②	325 人	平成 29 年度末時点での利用人員
【目標値】 入所者の減少数見込者数 ① - ②	3 人	差し引き減少見込者数
【目標値】 地域生活移行者数	12 人	平成 29 年度末までに、入所福祉施設を退所し、グループホームや一般住宅等へ移行する者の数

(2) 福祉施設利用者の一般就労への移行目標数

平成 29 年度末までに、福祉施設利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、一般就労に移行する障がいのある人の数値目標を設定します。

【目標値の設定】

区 分	数 値	考え方
平成 24 年度の一般就労移行者数	5 人	平成 24 年度において福祉施設を退所し、一般就労した者の数
【目標値】 一般就労移行者数	10 人	平成 29 年度末までに福祉施設を退所し、一般就労する者の数 ここでいう福祉施設とは、障がい福祉サービス(生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援)を提供している施設をいいます。

(3) 就労移行支援事業の利用者数

平成 29 年度末における就労移行支援事業の利用者数の数値目標を設定します。

【目標値の設定】

区 分	数 値	考え方
平成 25 年度末の就労移行支援事業の利用者数	8 人	平成 25 年度末時点での利用人員
【目標値】 就労移行支援事業の利用者数	20 人	平成 29 年度末の就労移行支援事業の利用者数

(4) 地域生活支援拠点等の整備

障がい者の地域生活を支援する機能の集約を行う拠点等については、平成 29 年度末までに圏域において整備についての協議をします。

2. 障がい福祉サービス等の必要な見込み及び見込み量確保のための方策

(1) 訪問系サービス

訪問系サービスは、主として自宅等において提供される支援サービスで、「居宅介護」、「重度訪問介護」、「同行援護」、「行動援護」、「重度障害者等包括支援」のサービスがあります。

①居宅介護

居宅で入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事の援助を行います。

②重度訪問介護

重度の肢体不自由又は重度の行動障がいの人で、常に介護を必要とする人が対象となります。居宅で入浴、排せつ、食事の介護等から外出時の移動支援等を総合的に行います。

③同行援護

視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する障がい者の方の外出に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護などを行います。

④行動援護

知的、精神障がいにより、行動に著しい困難を有する人が対象となります。行動するときに生じ得る危険を回避するための必要な支援や、外出時の移動支援等を行います。

⑤重度障害者等包括支援

介護の必要性が高い人が対象となります。居宅介護をはじめとする複数のサービスを包括的に行います。

訪問系サービスにおける 1 ヶ月あたりの必要な量と利用者数の見込み

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
居宅介護	【必要量】	【必要量】	【必要量】
重度訪問介護	1,919時間	2,306時間	2,419時間
同行援護	【利用者数】	【利用者数】	【利用者数】
行動援護	118人	127人	135人
重度障害者等包括支援			

◇見込み量確保のための方策

- ・障がい者の自己決定を尊重し、障がいのある人とその家族が安心して暮らせるよう、利用者のニーズにあったサービスを提供するとともに、さらなる充実と確保に努めます。
- ・サービスによっては、実施事業者が限られているため、提供体制の確保に努めます。

（２）日中活動系サービス

日中活動系サービスは、施設等を利用し、主として昼間に提供される支援サービスで、「生活介護」、「自立訓練(機能訓練・生活訓練)」、「就労移行支援」、「就労継続支援(A型・B型)」、「療養介護」、「短期入所(福祉型・医療型)」のサービスがあります。

①生活介護

常に介護を必要とする人が対象となります。主に昼間に入浴や排せつ、食事の介護、創作活動または生産活動の機会等の提供を行います。

②自立訓練(機能訓練・生活訓練)

自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、定められた期間、身体機能や生活能力向上のために必要な訓練等を行います。

③就労移行支援

就労を希望する人が対象となります。定められた期間、就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練等を行います。

④就労継続支援(A型・B型)

一般企業への就労が困難な人が対象となります。働く場を提供するとともに、必要な知識や能力の向上のために必要な訓練等を行います。

⑤療養介護

医療と常に介護を必要とする人が対象になります。医療機関で行われる機能訓練や療養上の管理、看護、医学的管理の下での介護や日常生活の世話をします。

⑥短期入所(福祉型・医療型)

介護者が病気の場合等の理由により、夜間も含め、施設で入浴や排せつ、食事の介護等を行います。

日中活動系サービスにおける１ヶ月あたりの必要な量と利用者数の見込み

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
生活介護	8,925人日／月	9,135人日／月	9,135人日／月
	【利用者数】 425人	【利用者数】 435人	【利用者数】 435人
自立訓練(機能訓練)	20人日／月	20人日／月	20人日／月
	【利用者数】 2人	【利用者数】 2人	【利用者数】 2人

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
自立訓練(生活訓練)	523人日/月	523人日/月	523人日/月
	【利用者数】 30人	【利用者数】 30人	【利用者数】 30人
就労移行支援	300人日/月	400人日/月	400人日/月
	【利用者数】 15人	【利用者数】 20人	【利用者数】 20人
就労継続支援(A 型)	1,600人日/月	1,700人日/月	1,800人日/月
	【利用者数】 80人	【利用者数】 85人	【利用者数】 90人
就労継続支援(B 型)	3,990人日/月	4,275人日/月	4,560人日/月
	【利用者数】 210人	【利用者数】 225人	【利用者数】 240人
療養介護	【利用者数】 42人	【利用者数】 44人	【利用者数】 46人
短期入所(福祉型)	210人日/月	210人日/月	210人日/月
	【利用者数】 30人	【利用者数】 30人	【利用者数】 30人
短期入所(医療型)	30人日/月	30人日/月	30人日/月
	【利用者数】 3人	【利用者数】 3人	【利用者数】 3人

注：「人日/月」＝「月間の利用人員」×「一人 1 ヶ月あたりの平均利用日数」

◇見込み量確保のための方策

- ・障がい者が地域で安心して生活できるように日中活動の場の充実を図り、利用者の目的やニーズに応じたサービスを提供できるような体制を整備します。
- ・就労継続支援が必要な障がい者の増加が見込まれることから、就労継続支援(A型)及び(B型)の整備を働きかけ充実を図ります。また、就労移行支援においては一般就労への移行を推進します。

(3) 居住系サービス

居住系サービスは、施設等において、主として夜間や休日に提供される支援サービスで、「共同生活援助」、「施設入所支援」のサービスがあります。

①共同生活援助

夜間や休日に共同生活を営む住居で、相談、入浴、排せつ、食事の介護、その他の日常生活の援助を行います。

②施設入所支援

施設入所者に対して、主に夜間に入浴や排せつ、食事の介護等を行います。

居住系サービスにおける 1 ヶ月あたりの利用者数の見込み

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
共同生活援助 (グループホーム)	【利用者数】 140人	【利用者数】 145人	【利用者数】 160人
施設入所支援	【利用者数】 325人	【利用者数】 325人	【利用者数】 325人

◇見込み量確保のための方策

- ・障がいの状況や希望を踏まえ、ライフステージ全体で切れ目のない住まいの支援が行われるよう、グループホーム及び入所施設を提供します。
- ・地域における生活の拠点としてのグループホームの設置を推進し、障がいのある人の住まいの確保に努めます。
- ・地域生活が困難な方に対しては、引き続き施設入所支援のサービス提供に努めます。

（４）相談支援

相談支援は、障がい福祉サービスの利用計画の策定、地域生活への移行や定着を支援するもので、「計画相談支援」、「地域移行支援」、「地域定着支援」があります。

①計画相談支援

サービス利用支援及び継続サービス利用支援をいい、障がい福祉サービスなどの利用の開始や継続に際して、障がい者の心身の状況、その置かれている環境等を勘案し、サービスの利用計画の作成を行います。

②地域移行支援

障がい者支援施設等の施設に入所している障がい者又は精神科病院に入院している精神障がい者等に、住居の確保やその他の地域における生活に移行するための活動に関する相談に応じるなど必要な支援を行います。

③地域定着支援

居宅において単身等の状況において生活する障がい者につき、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態においての相談に応じるなど必要な支援を行います。

計画相談支援における１ヶ月あたりの利用者の見込み

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
計画相談支援	165人	170人	170人
地域移行支援	4人	4人	4人
地域定着支援	10人	14人	14人

◇見込み量確保のための方策

- ・サービス等利用計画の作成と継続的なモニタリングの実施を円滑に行うために、計画相談支援事業者の確保及び相談支援専門員の資質向上に取り組んでいきます。
- ・障がい者の相談に応じ、自立した地域生活を支援するための助言や情報提供を総合的に行う相談支援体制の整備、充実を図ります
- ・精神障がい者に対する相談支援について、保健所など関係機関との連携を取りながら充実を図ります。

（５）障がい児通所支援系サービス

障がい児通所支援系サービスは、障がい児を対象に、施設等を利用し、昼間に提供される支援サービスの「児童発達支援」、「医療型児童発達支援」、「保育所等訪問支援」、「放課後等デイサービス」と障がい児通所サービスの利用計画を策定する「障がい児相談支援」があります。

①児童発達支援

障がい児に対して、日常生活における基本的な動作の指導、知識機能の付与、集団生活への適応訓練などの提供を行います。

②放課後等デイサービス

学齢期の障がい児に対して、放課後や夏休みなどの長期休暇中に、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供するものであり、学校教育とあいまって障がい児の自立を促進するとともに、放課後などの居場所の提供を行います。

③保育所等訪問支援

保育所等を訪問し、集団生活への適応のための支援を行います。

④医療型児童発達支援

肢体不自由児に対して、児童発達支援及び治療を行います。

⑤障がい児相談支援

サービス利用支援及び継続サービス利用支援をいい、障がい児通所サービスなどの利用の開始や継続に際して、障がい児の心身の状況、その置かれている環境等を勘案し、サービスの利用計画の作成を行います。

障がい児通所支援系サービスにおける１ヶ月あたりの必要な量と利用者数の見込み

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
児童発達支援	130人日／月	130人日／月	130人日／月
	【利用者数】 65人	【利用者数】 65人	【利用者数】 65人
放課後等デイサービス	650人日／月	700人日／月	700人日／月
	【利用者数】 65人	【利用者数】 70人	【利用者数】 70人
保育所等訪問支援	1人日／月	2人日／月	2人日／月
	【利用者数】 1人	【利用者数】 2人	【利用者数】 2人

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
医療型児童発達支援	12人日／月	12人日／月	12人日／月
	【利用者数】 3人	【利用者数】 3人	【利用者数】 3人
障がい児相談支援	35人	40人	40人

◇見込み量確保のための方策

- ・障がい児が必要な支援を受けることができるよう、療育の場の充実に努めます。
- ・学校等とも連携して、放課後等デイサービスなど、各種事業を推進します。

3. 補装具

補装具(義肢、装具、車いすなど)の購入、または修理の費用を支給することにより、身体障がい者等の職業、その他の日常生活の向上を図るとともに、身体障がい児については、将来、社会人として独立自活するための素地を育成、助長すること等を目的として支給を行います。

補装具の必要な量の見込み

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
補装具	230件	235件	240件

◇見込み量確保のための方策

- ・補装具に関する情報提供に努めます。
- ・障がい者の相談指導や情報提供などの充実を図ります。

4. 地域生活支援事業等

(1) 地域自立支援協議会

地域自立支援協議会は、障害者総合支援法第89条の3の規定において設置するもので、ノーマライゼーションの理念に基づき、障がいのある人が普通に暮らせる地域づくりを目指し、障がい福祉に関わる関係機関が情報を共有し、地域の課題解決に向け協議を行うための組織です。

具体的には、相談支援事業所の評価、困難事例の協議、障がい福祉関係機関のネットワークづくり、障がい福祉計画の進捗状況の評価等を行います。

天草市では、平成20年2月に、天草圏域として、上天草市、苓北町と一体となって、相談支援事業所、障がい福祉サービス事業者、保健所、医療機関、教育機関、障がい者関係団体、雇用関係機関、各種相談員、民生委員・児童委員、行政機関など障がい福祉に関わる関係機関で構成された天草地域自立支援協議会を設置しています。

主な組織と取り組みは以下のとおりです。

○個別支援会議

- ・これまでも各地域等で、個々の障がい者等の課題を協議されてきた場です。今後も相談支援事業所と密接な関係を図りながら、個々の障がい者等が持つ課題の早期解決のため支援します。

○定例会

- ・障がい者等が持つ課題の情報共有のため、関係機関が参加する定例会を随時実施し、相談支援事業所等が持つ地域における現状や課題、また個別支援会議の事例報告を受けながら、潜在化された課題を顕在化していきます。

○専門部会

- ・定例会において顕在化された課題のうち、協議すべきと判断された課題については、専門部会において定期的あるいは集中的に協議を行います。

○全体会

- ・定例会や専門部会で積み上げられてきた課題等について協議を行い、意思決定や確認を行います。

○運営会議

- ・上記にあげた各会議の準備や、協議会全体の運営・方向性を検討する場として、相談支援事業所及び行政機関等が中心となって推進していきます。

（２）相談支援事業

障がい者や障がい児の保護者等からの相談に応じ、必要な情報の提供等の便宜を供与することや、権利擁護のために必要な援助を行うことにより、障がい者等が自立した日常生活または社会生活を営むことができるようにします。

①障がい者相談支援事業

障がいがある人の福祉に関する問題に対し、障がいのある人の保護者または介助する人からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言等を行います。

②成年後見制度利用支援事業

判断能力が不十分な障がいのある人が、障がい福祉サービスの利用契約の締結などが適切に行われるようにするため、成年後見制度の利用の支援を行います。

必要な量の見込み

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
障がい者相談支援事業	6箇所	6箇所	6箇所
成年後見制度利用支援事業	6箇所	6箇所	6箇所

◇見込み量確保のための方策

- ・相談員の確保及び養成に向けた研修等の実施に努めます。
- ・障がい者の相談指導や情報提供等の充実を図ります。

（３）意思疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がいのある人に、手話通話や要約筆記等の方法により、障がいのある人とその他の人の意思疎通を仲介する手話通訳者や要約筆記者等の派遣を行い、意思疎通の円滑化を図ります。

必要な量の見込み

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
意思疎通支援事業	200件	200件	200件

◇見込み量確保のための方策

- ・地域における手話通訳者や要約筆記者の把握及び手話奉仕員の養成研修等による人材育成に努めます。
- ・意思疎通支援事業を周知し、サービス利用を促進します。
- ・ボランティア団体や手話サークル等との連携を強化します。

（４）日常生活用具給付等事業

日常生活用具給付等事業は、重度の障がい者等に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付すること等により、日常生活の便宜を図ります。

必要な量の見込み

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
日常生活用具給付等事業	600件	620件	640件

○介護・訓練用支援用具

- ・特殊寝台、特殊マット、特殊尿器、入浴担架、体位変換器、移動用リフト、訓練いす、訓練用ベットなど

○自立生活支援用具

- ・入浴補助用具、便器、歩行補助つえ（Ｔ字状・棒状）、移動・移乗支援用具、頭部保護帽、特殊便器、火災警報機、自動消火器、電磁調理器、歩行時間延長信号機用小型送信機、聴覚障がい者用屋内信号装置など

○在宅療養等支援用具

- ・透析液加湿器、ネブライザー(吸入器)、電気式たん吸引器、酸素ボンベ運搬車、脈拍・酸素飽和度モニター、盲人用体温計(音声式)、盲人用体重計（音声式）、盲人用血圧計（音声式）など

○情報・意思疎通支援用具

- ・携帯用会話補助装置、情報・通信支援用具、点字ディスプレイ、点字器、点字タイプライター、視覚障がい者用ポータブルレコーダー、視覚障がい者用活字文書読上げ装置、視覚障がい者用拡大読書器、盲人用時計、聴覚障がい者用通信装置、聴覚障がい者用情報受信装置、人工内耳用電池、人工喉頭、視覚障がい者用ワードプロセッサ（共同利用）、点字図書など

○排泄管理支援用具

- ・ストマ用装具、紙おむつ等、収尿器など

○居宅生活動作補助用具(住宅改修費)

- ・障がい者(児)の移動等を円滑にする用具で、設置に小規模な住宅改修を伴うもの

◇見込み量確保のための方策

- ・日常生活用具に関する情報提供に努めます。
- ・障がい者の相談指導や情報提供などの充実を図ります。

（５）移動支援事業

屋外での移動に困難がある障がいのある人について、通院を除く社会生活上必要不可欠な外出及び社会参加に資する外出のための支援を行うことにより、地域での自立生活及び社会参加を促進します。

必要な量の見込み

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
移動支援事業	2,100時間	2,175時間	2,250時間
	【利用者数】 140人	【利用者数】 145人	【利用者数】 150人

注：数値は 1 ヶ月あたり

◇見込み量確保のための方策

- ・ 移動支援の利用希望者の把握に努めます。
- ・ サービス提供事業所の確保と移動支援事業の内容の情報提供等の充実を図ります。

（６）地域活動支援センター事業

地域の実情に応じ、創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与することにより、障がい者等の地域生活支援の促進を図ります。

必要な量の見込み

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
地域活動支援センター	4箇所	4箇所	4箇所
	【利用者数】 125人	【利用者数】 125人	【利用者数】 125人

注：数値は 1 ヶ月あたり

◇見込み量確保のための方策

- ・ 地域活動支援センターに通うことができる障がいのある人の把握に努めます。
- ・ 障がいの特性に合わせた活動の提供を推進し、機能の充実に努めます。
- ・ 障がい福祉サービス事業所への移行を支援していきます。

(7) 訪問入浴車派遣サービス事業

常時介護を必要とする重度心身障がい者に対して訪問入浴車を派遣し、定期的に入浴サービスを行うことにより、当該重度心身障がい者の家族の負担を軽減し、もって在宅福祉の向上を図ります。

必要な量の見込み

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
訪問入浴車派遣サービス事業	208 件	208 件	208 件

◇見込み量確保のための方策

- ・ 訪問入浴車派遣サービス利用希望者の把握に努めます。

(8) 日中一時支援事業

障がいのある人を日常的に介護している家族の一時的な休息を確保することで、介護者の負担を軽減し、障がいのある人に対しては、日中における活動の場を提供します。

必要な量の見込み

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
日中一時支援事業	65 人	70 人	70 人

◇見込み量確保のための方策

- ・ 障がい福祉サービス事業所等と連携し、日中一時支援提供事業所の確保と情報提供等の充実を図ります。

(9) 地域移行のための安心生活支援事業

障がい者が地域で安心して暮らせるようにするために、以下の 3 つの事業によって、面的かつ一体的な支援体制を整備し、障がいがあっても自ら選んだ地域で暮らしていけるよう地域生活への移行や定着を推進します。

①緊急時支援事業

相談支援事業所に夜間・休日の相談支援に対応する相談員を配置し、24 時間の相談支援体制を確保します。

②地域生活体験事業

一般アパート等を借り上げ、施設入所者等に対して、一定期間地域生活を体験させることにより、将来的に地域で自立した生活ができるように支援します。

③コーディネート事業

相談支援事業所に地域移行専門のコーディネーターを配置し、地域移行に必要な関係機関・団体と緊密な連携を図り、地域移行を推進します。

必要な量の見込み

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
緊急時支援事業	1 箇所	1 箇所	1 箇所
	【利用者数】 42 人	【利用者数】 54 人	【利用者数】 54 人
地域生活体験事業	1 箇所	1 箇所	1 箇所
	【利用者数】 12 人	【利用者数】 12 人	【利用者数】 12 人
コーディネート事業	1 箇所	1 箇所	1 箇所

◇見込み量確保のための方策

- ・障がい者が地域で安心して暮らすための各事業の推進を図ります。

（10）自動車運転免許の取得・改造助成事業

自動車運転免許の取得及び自動車の改造に要する費用の一部を助成します。

必要な量の見込み

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
自動車運転免許の取得・改造助成事業	10 件	10 件	10 件

◇見込み量確保のための方策

- ・自動車運転免許の取得、改造助成事業に関する情報提供に努めます。

（11）成年後見制度利用支援事業

判断能力が十分でない方(知的障がい者、精神障がい者、認知症の人など)を保護するための制度です。介護契約等の身上看護を目的とする法律行為や預貯金の管理等の財産管理に関する法律行為を援助するものです。

必要な量の見込み

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 26 年度
成年後見制度利用支援事業	5 件	5 件	5 件

◇見込み量確保のための方策

- ・成年後見制度利用対象者の把握に努めます。

5. 数値目標及び福祉サービス等の見込み量の考え方

基本方針に定める数値目標については、国の指針としては、以下のとおりです。

①福祉施設入所者の地域生活への移行促進

○地域生活に移行する人の数値目標について

平成 29 年度末における地域生活に移行する者の数値目標設定にあたっては、平成 25 年度末時点の施設入所者数の 12%以上が地域生活へ移行することを基本として、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定します。

○施設入所者数の数値目標について

平成 29 年度末の施設入所者数を平成 25 年度末時点の施設入所者数から 4%以上削減することを基本として、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定します。

②福祉から一般就労への移行促進

○福祉施設から一般就労への移行者数の数値目標について

平成 29 年度中に一般就労への移行者数を平成 24 年度の一般就労への移行実績の 2 倍以上とすることを基本として、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定します。

○就労移行支援事業の利用者数の数値目標について

平成 29 年度末における就労移行支援事業の利用者を、平成 25 年度末から 6 割以上の増加を基本として、これまでの実績及び地域の実情を踏まえて設定します。

③地域生活支援拠点等の整備

○障がい者の地域生活を支援する機能の集約を行う拠点等については、市町村又は圏域に 1 つを整備することを目標として、地域の実情を踏まえて設定します。

なお、就労移行支援事業所ごとの就労移行率に関する目標及び入院中の精神障がい者の地域生活への移行促進については、市町村では設定せず、熊本県にて設定することとなっています。

当市における目標値設定においては、上記指針に従い、天草市の実績、実情を踏まえて、設定しています。また、福祉サービス等の必要量の見込みについても、天草市の実績、実情を踏まえて、設定しています。

第4章 今後の施策の推進

1. 関係機関・団体との連携

第3期計画に引き続き、本計画達成を目指し、保健・福祉分野以外の関係機関・団体との連携を図り、幅広い協力体制を得ながら計画を推進します。

また、就業移行の推進や各種課題への対応、潜在化する問題を明らかにするためにも、多種多様な機関で構成する天草地域自立支援協議会の充実を図ります。

2. 庁内関連機関相互の連携

障がい者への啓発やサービス提供を総合的に推進できるよう、保健、医療、福祉のみならず、教育、住宅まちづくりなど、他の分野も関わる計画として位置付けられます。

そのため、計画の推進においては、全庁的な連携のもとで事業を推進します。

3. 計画の弾力的な運用

計画のサービス見込量と現状については審議会にて報告をしておりますが、計画期間中においても、障がい者のニーズの多様化、経済状況の変化など、社会情勢の変化が予想されます。

これらの社会環境の変化や国の動向などを踏まえ、必要に応じた計画の見直しを行い、効果的で弾力的な運用に努めます。